

ここに
注目!

12月の政治・経済イベント

World politics and economic event | 2025



01

雇用関連の指標などを踏まえ、FOMCでの利下げ判断は？

米国では上旬にFOMC（米連邦公開市場委員会）が開催されます。前回まで2会合連続で利下げが実施されてきましたが、最近のFOMC参加者の発言からは、この先の連続利下げの実施に賛否が分かれている様子が窺えます。利下げ判断にあたり、物価上振れのリスクが意識される中、雇用中心に米景気の下振れリスクが大きいと判断されるかが焦点となりそうです。そのため、FOMCまでに発表される、ISM調査で確認できる企業の景況感や、JOLTSで確認できる求人・解雇動向などが参考にされるとみられ、一連の指標に注目が集まります。

02

高市政権下で初めて策定される本予算案・税制改正大綱に注目

国内では、26年度本予算案の閣議決定や税制改正大綱の発表など、財政関連のイベントが続く見込みです。高市政権になってから初めての本予算案と税制改正大綱の策定になるため、その規模感や内容に高い関心が寄せられるでしょう。内容としては、本予算案では重点的に予算が充てられる分野、税制改正大綱では「年収の壁」是正のための制度設計などが注目されます。

03

日銀は利上げに動くのか

高市政権の積極財政の姿勢を受け、為替市場では財政への信認低下などにより円安圧力が高まっています。円安は輸入物価上昇を通じてインフレ圧力の高まりに繋がるため、日銀の利上げを促す要因となり得ます。日銀は経済・物価の見通しが実現していけば利上げを実施するとの姿勢を示しており、12月の金融政策決定会合での利上げ判断は予断を許さない状況と言え、高い注目が集まりそうです。また、日銀は企業の賃上げに影響を与える収益計画を重視しているため、それを把握できる日銀短観は重要な指標となります。

12月の主なイベント

	国・地域	予定
1日(月)	米国 	ISM（サプライマネジメント協会）製造業景況感指数（11月）
3日(水)	米国 	ISM非製造業景況感指数（11月）
9日(火)	米国 	JOLTS（雇用動態調査、9月・10月）
10日(水)	米国 	金融政策発表
15日(月)	日本 	日銀短観（全国企業短期経済観測調査、12月調査）
16日(火)	米国 	雇用統計（10月の一部・11月）
18日(木)	英国 	金融政策発表
19日(金)	日本 	金融政策発表
12月中	日本 	26年度本予算案閣議決定・税制改正大綱発表
12月中	中国 	中央経済工作会议

上記は、すべて現地時間で作成しており、作成時点で利用可能な最新の情報を用いていますが、発表日は変更される可能性があります。
(出所) Bloombergデータ等より野村アセットマネジメント作成

経済・市場を知る

もっと経済・市場を知る

エコシルとエコシルPLUS+のご紹介

エコシルでは、経済・市場について1枚で読みやすく解説を行なっています。

エコシルPLUS+では、野村アセットマネジメントの鈴木皓太シニア・ストラテジストがもっと詳しく、分かりやすく解説を行なっています。

過去資料については、野村アセットマネジメントHPでもご確認いただけます。

<https://www.nomura-am.co.jp/>



野村アセットマネジメントからのお知らせ

ご注意

下記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、野村アセットマネジメントが運用するすべての公募投資信託のうち、投資家の皆様にご負担いただく、それぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をご覧ください。

投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価格が変動します。したがって投資家の皆様のご投資された金額を下回り損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご覧下さい。

投資信託に係る費用について（2025年11月現在）

以下の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ご購入時手数料《上限3.85%（税込み）》

投資家が投資信託のご購入のお申込みをする際に負担する費用です。販売会社が販売に係る費用として受け取ります。手数料率等については、投資信託の販売会社に確認する必要があります。投資信託によっては、換金時（および償還時）に「ご換金時手数料」等がかかる場合もあります。

運用管理费用（信託報酬）《上限2.222%（税込み）》

投資家がその投資信託を保有する期間に応じてかかる費用です。委託会社は運用に対する報酬として、受託会社は信託財産の保管・管理の費用として、販売会社は収益分配金や償還金の取扱事務費用や運用報告書の発送費用等として、それぞれ按分して受け取ります。

* 一部のファンドについては、運用実績に応じて報酬が別途かかる場合があります。

* ファンド・オブ・ファンドの場合は、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。

信託財産留保額《上限0.5%》

投資家が投資信託をご換金する際等に負担します。投資家の換金等によって信託財産内で発生するコストをその投資家自身が負担する趣旨で設けられています。

その他の費用

上記の他に、「組入価値証券等の売買の際に発生する売買委託手数料」、「ファンドに関する租税」、「監査費用」、「外国での資産の保管等に要する諸費用」等、保有する期間等に応じてご負担いただく費用があります。運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。